

ID: 1001

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	特定施設に関する検査		
例 規 名 根 拠 条 項	福祉のまちづくり条例 第19条第1項		
例 規 番 号	平成4年兵庫県条例第37号		
【根拠条文】 (工事の完了の届出) 第18条 第15条(第17条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定施設の建築等の工事を完了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 (特定施設に関する検査) 第19条 知事は、前条の規定による届出に係る特定施設が、特定施設整備基準に適合しているかどうかを検査するものとする。 2 知事は、前項の規定による検査をした場合において、当該特定施設が特定施設整備基準に適合していると認めるときは、当該届出をした者に対し、規則で定める適合証を交付するものとする。 【基準】 根拠条文及び福祉のまちづくり条例施行規則第6条第1項の規定による。 (特定施設整備基準) 第6条 特定施設整備基準は、別表第3のとおりとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年6月28日	最終変更年月日	令和5年6月30日